

○匝瑳市 シティ・アンバサダー設置要領

(設置)

第1条 匝瑳市の文化、芸術、風土、自然その他市の魅力を、全国に広報し、匝瑳市のイメージアップ及び観光振興を図るための匝瑳市 シティ・アンバサダー(以下「アンバサダー」という。)を設置する。

(任命等)

第2条 アンバサダーは、本市の出身又は本市にゆかりがあり、かつ、次のいずれかに該当する者で、市内に所在地を有する企業若しくは団体から推薦を受けた者のうちから、本人の申請によって市長が任命する。

- (1) 経済、文化、教育、芸術、スポーツ又は芸能等の分野において活躍している者
- (2) 運用する SNS のアカウントで、多数のフォロワーを有している者
- (3) その他市長が適任と認める者

(活動)

第3条 アンバサダーは、自身の活動を通じて市の PR 活動を行う。

2 アンバサダーは、市からの依頼を受けて次に掲げる活動を行う。

- (1) イベントや特産品等の情報を SNS 等を通じて発信すること。
- (2) イベント等に出演すること。

(任期)

第4条 アンバサダーの任期は、2年とする。ただし、年度の途中で任命されたアンバサダーの任期は、任命された年度の翌年度の3月31日までとする。

2 アンバサダーは、再任を妨げない。

(解任)

第5条 市長は、アンバサダーが次のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 市のイメージを損なう行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため活動が遂行できないと認められるとき。
- (3) 本人から辞任の申出があったとき。
- (4) その他市長がアンバサダーとしてふさわしくないと判断したとき。

(報酬等)

第6条 アンバサダーの報酬は、無償とする。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、予算の範囲内で旅費等の実費を支払うことができる。

2 市長は、アンバサダーが活動を遂行するにあたり、次に掲げるものを提供することができる。

(1) 市の刊行物並びに行事等の情報

(2) 市の特産品

(3) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 アンバサダーに関する庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、アンバサダーの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。